

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	適用条項		
1	水道機工株式会社名古屋支店 支店長 岡本 浩二 名古屋市中区栄2-4-12	当該事業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 並びに、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらについて、令和5年2月10日に国土交通省関東地方整備局から、監督処分(同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分)を受けたため。			1か月 (令和5年4月29日～令和5年5月28日)	建設工事:機械器具設置工事、水道施設工事
2	株式会社水機テクノス名古屋支店 支店長 山田 哲由 名古屋市中区栄2-2-17	当該事業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 並びに、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらについて、令和5年2月10日に国土交通省関東地方整備局から、監督処分(同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分)を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 行政処分を知った日から 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	別表第11項第2号	1か月 (令和5年4月29日～令和5年5月28日)	建設工事:機械器具設置工事、水道施設工事、電気工事 物品の製造・販売:機械・器具、医療・理化学・計測機器 役務の提供等:建物等各種施設管理
3	青木あすなろ建設株式会社名古屋支店 執行役員支店長 鴨川 透 名古屋市中川区月島町6-1	当該業者は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。 このことについて、令和5年3月17日に当該事業者が、国土交通省関東地方整備局から監督処分(同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分)を受けたため。			1か月 (令和5年4月29日～令和5年5月28日)	建設工事:土木工事、建築工事、水道施設工事、しゅんせつ工事、鋼構造物工事
4	株式会社フジタ名古屋支店 支店長 高橋 時男 名古屋市中区新栄2-1-9	該当者の使用人が、沖縄県石垣市内における宿舍建築工事において労働災害を発生させ、令和5年3月31日に石垣区検察庁から労働安全衛生法違反の罪で略式起訴されたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 10 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が建設業法その他の業務に関連する法令違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上12か月以内	別表第10項第2号	1か月 (令和5年4月29日～令和5年5月28日)	建設工事:土木工事、建築工事、とび・土工工事、水道施設工事、鋼構造物工事
5-1	中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾 名古屋市中区東新町1番地			別表第8項第2号	6か月 (令和5年4月29日～令和5年10月28日)	物品の製造・販売:電力、燃料 物品の買受:不用品買受 役務の提供等:コンピュータサービス、リース・レンタル、その他の業務委託等
5-2	中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 大谷 真哉 名古屋市中区東新町1番地				6か月 (令和5年4月29日～令和5年10月28日)	物品の製造・販売:電力、燃料 物品の買受:不用品買受
5-3	関西電力株式会社 代表執行役 森 望 大阪府大阪市北区中之島3-6-16	中部電力株式会社及び関西電力株式会社は、遅くとも平成30年11月2日までに、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して行う電気の小売供給において、営業活動を制限することを合意し、中部電力ミライズ株式会社は、令和2年4月1日、電気の小売事業を行う事業の全部を中部電力株式会社から継承することにより、当該合意に参加した。 また、九電みらいエナジー株式会社は、遅くとも平成30年10月31日までに、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等において、安値による電気料金の提示を制限することを合意した。 これらの行為が、独占禁止法第3条の規定に違反するとして、令和5年3月30日に公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたため。		別表第8項第2号 ※期間は、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表運用基準第4条に基づき2分の1	3か月 (令和5年4月29日～令和5年7月28日)	物品の製造・販売:電力
5-4	九電みらいエナジー株式会社 代表取締役 水町 豊 福岡県福岡市中央区薬院3-2-23KMGBビル		(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 当該事実を知った日から 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	別表第8項第3号 ※期間は、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表運用基準第4条に基づき2分の1	1. 5か月 (令和5年4月29日～令和5年6月12日)	物品の製造・販売:電力 物品の買受:不用品買受
6	アルフレッサ株式会社 豊橋支店 支店長 杉本 将志 豊橋市大村町字橋元81番地	独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札参加業者ら6社(アルフレッサ株式会社及び本市登録外業者5社)は、遅くとも平成28年6月24日以降、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、6社は、公共の利益に反して、当該医薬品の取引分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表運用基準 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。	別表第8項第3号 ※期間は、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表運用基準第4条に基づき2分の1	1. 5か月 (令和5年4月29日～令和5年6月12日)	物品の製造・販売:薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、食料品、荒物・雑貨、繊維製品、機械・器具 役務の提供等:リース・レンタル、建物等各種施設管理、運搬・保管等、その他の業務委託等
7-1	株式会社博報堂 中部支社 支社長 桑野 剛 名古屋市中区栄3-3-21セントライズ栄12F				3か月 (令和5年4月29日～令和5年7月28日)	役務の提供等:映画等製作・広告・催事、コンピュータサービス、調査委託
7-2	株式会社東急エージェンシー 名古屋支社 支社長 原田 直人 名古屋市中区栄4-1-8栄サンシティビル16階	平成30年2月頃から同年7月頃までの間、東京都内の組織委員会事務所等において、面談等の方法により、テストイベント計画立案等業務委託契約等について受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した。 これらのことが、独占禁止法に違反するものとして、令和5年2月28日、同法第74条第1項の規定に基づき、公正取引委員会により検事総長に告発されたため。		別表第8項第3号	3か月 (令和5年4月29日～令和5年7月28日)	役務の提供等:映画等製作・広告・催事、調査委託、コンピュータサービス
7-3	株式会社セレスポ 名古屋支店 支店長 町田 直樹 名古屋守山区四軒家2-303				3か月 (令和5年4月29日～令和5年7月28日)	物品の製造・販売:特殊物品、看板・旗・標識・徽章、警察用品・消防防災用品、外国語、建物等各種施設管理、コンピュータサービス 役務の提供等:映画等製作・広告・催事、その他の業務委託等、リース・レンタル、調査委託
8	三菱電機株式会社 中部支社 支社長 古谷 友明 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行い、また、無線局の検査のために作成する点検結果を記載した点検結果通知書を事実とは異なる内容で免許人へ通知した。 このことについて、令和5年3月17日に総務省関東総合通信局から、電波法第24条の10の規定に基づく業務停止命令及び同法第24条の7第2項の規定に基づく業務改善命令を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 行政処分を知った日から 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	別表第11項第2号	1か月 (令和5年4月29日～令和5年5月28日)	物品の製造・販売:機械・器具、通信機器、電算機器 役務の提供等:建物等各種施設管理、リース・レンタル 建設工事:電気工事、電気通信工事